

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 March 2025

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）やHKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び2024年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateADの詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

International Arbitration Yearbook
2024 - 2025

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 104

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 104 となる本号では、英国におけるジェンダー及び婚姻についてのオンライン投稿を理由とした解雇が差別であるとした控訴裁判所判決、米国第二次トランプ政権の税制政策等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

ベトナム：2026年施行を目指す新破産法案の公表

ベトナム：移転価格税制を改正する新政令

2. 米州

米国：第二次トランプ政権の税制政策

3. 欧州

英国：ジェンダー及び婚姻についてのオンライン投稿を理由とした解雇が差別であるとした控訴裁判所判決

ベルギー：減資、配当のための貸付に係る利息の損金算入性に係る最近の判例

ルクセンブルク：実質的所有者登録簿への限定されたアクセス権の付与

4. 中東

アラブ首長国連邦：2023年競争法に基づく企業結合規制の届出閾値

5. ESG / Sustainability

EU：コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）に関する最新の動向とサステナビリティ規制簡素化法案の発表

2025年金融機関展望レポート (英語)」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展などにより、継続的な変化がもたらされることは明かです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをもものにするための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンシャルスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則などについても解説しています。

詳しくはこちらをご覧ください。



1. アジア

ベトナム

2026年施行を目指す新破産法案の公表

人民最高裁判所は、現行の破産法（第 51/2014/QH13 号）（以下、「2014 年破産法」）を改正する破産法案を公表し、パブリックコメントを求めている。パブリックコメントに基づく更なる修正を経て、破産法案は 2025 年 5 月に国会に提出され、2025 年 10 月に採択され、2026 年に施行される予定である。

破産法案は 12 章、183 条で構成され、国際倒産を含み、複雑化する倒産手続の処理の改善を目指すものである。2014 年破産法との主要な変更点は以下のとおりである。

1. 支配不能要件

現行の 2014 年破産法では、支払期日が到来した債務を 3 か月間支払わなかった場合、企業は支払不能とみなされる。人民最高裁判所はこの要件を改定し、「不可抗力や客観的な障害による場合を除き、返済期限から 6 か月間」返済が滞った場合、企業は支払不能とみなされるようにすることを提案している。

2. 破産専門裁判所と破産事件における裁判官の義務と権限

近時採択された人民裁判所組織法に基づき、破産専門裁判所が設立される予定である。2014 年破産法では、地区または省レベルの裁判所が破産事件を取り扱うと定めているが、破産法案では、破産専門裁判所がすべての破産事件を管轄すると定めている。

また、破産法案第 12 条では、裁判官は主に当事者の証拠収集を促し（裁判官が積極的に証拠を収集するのではなく）、当事者が証拠を収集できない場合には、当事者の証拠収集を支援することができるとする。

3. 資産保全のための追加措置

破産法案は、資産保全のための以下の 3 つの追加措置を定めている。①裁判所の別段の決定がない限り、再生計画と矛盾する債務の支払いの一時的な停止、②年金や死亡基金への支払いの一時的な停止、③再生・破産手続対象会社の法定代表者の外国への出国の一時的な停止。

4. 新たな調停手続

破産法案は、清算人が再生計画や資産に関する紛争について調停を行う新たな手続を定めている。清算人は、関連する支払不能会社とその債務者・債権者との間で調停を行うことができる。調停が成功した場合は、裁判所の決定により認められる。

5. 新たな再生手続

2014 年破産法では、再生手続は、支払不能会社に適用される破産手続の一部であった。破産法案では、再生手続は、「支払不能に陥るおそれ」のある会社、すなわち、今後 6 か月以内に弁済期が到来する債務又は弁済期が到来してから 6 か月を経過していない債務を弁済することにより、事業運営に重大な影響を及ぼすおそれのある会社が利用できる別個の手続となる。

再生手続においては、債権者集会在が有効に招集され、会社の「負債総額の 65%」以上にかかる債権を有する債権者による決議を採択することができる。また、債権者集会は、再生計画の遂行を定期的に監督するため、大口債

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



権者を代表する5名以内の委員で構成される債権者代表委員会の設置を決定することができる。

6. 破産手続の改正

2014年破産法では、無担保債権者又は部分被担保債権者のみが債務者に対して破産申立をすることができる。破産法案では、被担保資産が存在しなくなった被担保債権者も債務者に対して破産申立を行うことができるとされる。また、破産法案では、債権者が正当な理由なく速やかに債権届を提出しなかった場合、破産手続に参加する権利を失う可能性があるとして明確に規定されている。

破産法案では、債権者集会の有効な定足数を、無担保債務の51%から、無担保債務の65%に引き上げる。

7. 簡易再生・破産手続

人民最高裁判所は、簡易再生・破産手続の対象について、以下の2つのオプションを提案している。

- 無担保債権者が20人未満、又は負債総額が100億ドン未満の小会社・零細会社
- ①無担保債権者が10人未満で従業員が200人未満の会社、又は②小会社及び零細会社

簡易手続は、標準的な手続よりも50%短縮されたスケジュールとなる。

8. 海外破産手続への協力

破産法案の第8章は、外国の裁判所・当局又は外国の破産手続における代理人の要請に応じて、ベトナムの裁判所が外国の破産手続に関連する会社の資産を確認、棚卸、評価、清算及び回収することを可能にする全く新しい規定を設けている。

9. 破産に関する外国裁判所の判決・決定の承認と執行

現在、破産に関する外国裁判所の判決・決定の承認と執行は、民事訴訟法の一般規定に従っている。破産法案では、破産に関する外国裁判所の判決・決定の承認と執行についてより詳細な規定を設けている。特に、破産法案第163条は、ベトナムの裁判所が破産に関する外国裁判所の判決・決定の承認及び執行を拒否することができる理由を概要以下のように列記している：

- 外国裁判所の判決・決定がなされた管轄地の法令に従った破産手続について、債務者が適切な通知を受けていない場合
- 外国裁判所の判決・決定が詐欺的になされた場合
- 外国の裁判所の判決・決定がベトナムの裁判所の判決・決定と矛盾する場合
- 外国の裁判所の判決・決定が、ベトナムで承認・執行することができる第三国の裁判所の判決・決定と矛盾する場合
- 外国裁判所の判決・決定が、債権者、債務者及び利害関係人の権利を著しく侵害する場合
- 外国裁判所の判決・決定の承認及び執行が、ベトナム法の基本原則に反し、ベトナムの領土、国家安全保障又は公共の利益を害し、ベトナムの債権者の合法的権利に影響を与える場合

「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



- 外国裁判所の判決・決定が、当該国において上訴中である、又は当該外国裁判所の判決・決定に対する上訴期限が当該国の法律に従って経過していない場合

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

移転価格税制を改正する新政令

はじめに

2025年2月10日、ベトナム政府は、移転価格税制に関する政令132/2020/ND-CP号（以下、「政令132号」）の一部を改正する政令20/2025/ND-CP号（以下、「政令20号」）を公布した。政令20号で導入された改正は、これまでベトナムの過大支払利子税制の下で特定の支払利息の控除が否認されていた金融機関とのみなし関連者関係の問題に対処することを目的としている。政令20号は2025年3月27日に発効し、2024年課税年度から適用される。

概要

政令20号で導入された主な改正点は以下の通り：

- 貸し手と借り手間の関連者関係の再判定
- 関連者とみなされる新たなケースの補足
- 関連者及び関連者間取引に関する書式01の差し替え
- 政令132号に基づき、関連者関係により過去に否認された利息費用の遡及控除

詳細

1. 貸し手と借り手間の関連者関係の再判定

政令20号は、貸し手と借り手間の関連当事者関係の存在を判断するために、以下の2つの重要な改正を導入している：

- まず、融資残高（又は保証残高）の合計が、借り手の資本の25%以上であるか、又は借り手の中長期融資残高の合計の50%以上を占める場合、借り手と貸し手（保証人を含む）との間に関連者関係が成立する。従来の政令132号では、この基準がローン残高の合計に適用されることは明記されていなかった。
- 次に、貸出人（又は保証人）が金融機関法に基づいて運営されている金融機関であり、借入企業の経営、支配、出資又は投資に参加していない場合、又は両当事者が第三者による共同経営、支配、出資又は投資の下にある場合は、上記の条件は適用されない。

2. 関連者とみなされる新たなケースの補足

政令20号では、法人所得税を申告・納付する独立採算の支店が、他の企業によって実質的に管理、支配、又は意思決定の対象となっている場合、関連当事者関係があるとみなされる。

さらに、政令20号は、関連者関係の範囲を拡大し、金融機関法に規定される金融機関及びその子会社、被支配会社、関連会社を含めることとした。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



3. 関連者及び関連者間取引に関する書式 01 の差し替え

政令 20 号は、政令 132 号の書式 01 を置き換えるものであり、上記第 2 項で概説した新たに導入された事例に照らして、追加ガイダンスを提供し、テンプレートを更新するものである。

4. 政令 132 号に基づき、関連者関係により過去に否認された利息費用の遡及控除

借り手と貸し手（保証人を含む）間の関連者関係の再決定により、2020 年、2021 年、2022 年及び 2023 年の課税期間において法人所得税法上否認されていた支払利息は、政令 132 号に基づく支払利息の繰越規定により、再評価され、配分され、以後の課税期間に繰り越される。

[最初のページに戻る](#)

2. 米州

米国

第二次トランプ政権の税制政策

概略

2025 年 1 月の大統領就任式により、トランプ大統領の 2 期目が幕を開けた。トランプ次期大統領は、2 期目の任期中に進めようとしている税制政策について、既に多くの意向を表明している。

本稿では、第二次トランプ政権の税制政策を概説し、その実現可能性と個人及び法人への影響を評価する。第二次トランプ政権の下では、共和党がホワイトハウスと議会を支配し、上院では少数派、下院では極めて僅差で優位に立つ。

そのため、共和党は上下両院で過半数を有するものの、上院で必要とされる超党派にははるかに及ばない。従って、いかなる税制法案も予算調整プロセスを用いて可決されるものと予想される。予算調整プロセスとは、予算調整指示の効力を持つ法案を可決するためのプロセスであり、上院での単純多数決のみで可決される。

次期政権の構想

1. TCJA の特定の条項の延長

減税・雇用法（以下、「TCJA」）は、米国納税者の相続税及び贈与税の生涯基礎控除枠を拡大した（2025 年現在 1,399 万米ドル）。この引き上げは、2026 年 1 月 1 日に 500 万米ドル（インフレ調整有）へと期限切れとなる予定であった。トランプ大統領は、この基礎控除枠の引き上げを延長又は恒久化する可能性が高く、2026 年以降にこの基礎控除を利用しようとしていた米国納税者に利益をもたらす。2026 年 1 月 1 日に期限切れとなる TCJA の他の条項（個人に対する税率、税率区分、基礎控除及び免税や、パススルー・ビジネスが実現する特定の適格事業所得に対する 20%控除に関する条項）も、トランプ大統領の下で、延長又は恒久化される可能性がある。

生涯基礎控除枠の引き上げが継続されることは、家族全員が米国籍である場合又は、家族の誰かが米国籍若しくは米国と相続税の租税条約を結んでいる地域の国籍を有する者である場合に直接的な利益となる。現行の米国連邦税法では、生涯基礎控除は米国籍を有する者又は米国居住者のみに適用される。米国に居住しておらず、米国籍も有しない者には、米国との相続税の租

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



税条約で修正されない限り、6万米ドルに相当する、生涯基礎控除が与えられている。例えば、米国とスイスの間の相続税の租税条約により、スイス国籍を有する者には、被相続人の死亡時の全世界資産に占める米国資産の割合に、米国国籍を有する者及び米国居住者に与えられている現行の障害基礎控除額を乗じた割合に相当する生涯基礎控除が与えられている。

2. 米国内での生産活動のための新たなインセンティブの創出

TCJA のもう一つの主要な内容は、法人税率を最高税率 35% から一律 21% に引き下げたことである。他のいくつかの条項とは異なり、法人税率の引き下げは 2026 年に期限切れとならない。トランプ大統領は法人税率をさらに 20% まで引き下げ、米国内で生産活動を行う企業に対してはさらに低い 15% の税率を適用する意向を表明している。

さらに、トランプ大統領は、適格な国内生産活動に対して 28.5% の所得控除を認める国内生産活動控除（Domestic Production Activities Deduction）の復活を提案している。

TCJA の特定の条項の延長に伴い、延長又は再導入される可能性のある他の事業関連税制を考慮すると、米国で事業（特に製造業）を営む法人を取り巻く環境はかなり良好になると予測される。米国で既に事業を営み、又は潜在的に事業を営む可能性がある場合には、TCJA の延長による事業の影響を分析することが推奨される。

3. 関税政策

トランプ大統領は、関税を広く利用する意向を明らかにしている。税制の変更とは異なり、関税の賦課は、議会の承認なくして実行可能である。本稿執筆時点における、トランプ政権の主な関税政策は以下である。

① メキシコ及びカナダ（25%）

違法薬物（特にフェンタニル）の流入及び不法移民を理由に、輸入品に 25% の関税を賦課した。

② 中国（20%）

フェンタニルの流入を理由に輸入品に 10% の関税を賦課した。その後関税は 20% に引き上げられた。

なお、トランプ大統領は選挙期間中、中国製品に 60% の関税をかけると主張していた。本稿執筆時点では、この主張を明確には撤回していない。

③ BRICS 諸国（100%）

新たな BRICS 通貨の創設や、米ドルに代わる他通貨を支持しないことを求め、これに応じない場合には輸入品に 100% の完全を課す以降を示している。

トランプ政権は、上記に加え、鉄鋼及びアルミ製品の輸入に一律 25% の関税を発動しており、また、4 月には自動車への関税を公表する予定である。

関税は政治的な影響を受けるメカニズムである。そのため、関税の賦課が米国の貿易相手国や競合国からの報復関税を招く等して、米国に不利な影響を与えかねないという懸念が表明されている。

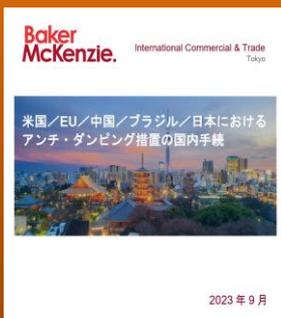
これらの関税は対象となっている特定の国で事業を展開する企業に直接影響を与えるのみならず、より広範囲な経済効果をもたらす可能性がある。その結果、トランプ大統領が意図したターゲットでなくても、事業が関税の影響を受ける可能性がある。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



4. 海外在住の米国人に対する全世界課税の廃止

トランプ大統領は選挙戦で、海外に住む米国籍を有する者の所得に対する「二重課税を廃止する」と公約した。この公約の意図する範囲や、公約がどのように実行に移されるかは、まだ不明である。しかし、この政策は共和党及び特定の民主党の議員や、海外在住の米国籍を有する者の多くから支持を集めるだろう。

この公約が議会で提出される法案に盛り込まれるかどうか、またどのように盛り込まれるかは未知数である。

おわりに

選挙公約や提案は確約されたものではないため、トランプ大統領が意図する税制が変更されたり、抵抗に直面したり、又は立法プロセスの一環として他の条項に劣後して破棄される可能性がある。TCJAに基づく基礎控除の拡大など、特定の条項は近いうちに可決される可能性が高いと思われる一方、関税のような他の政策は、議会内での訴求力があまり確実でないため、更なる政治的な支援を必要とするかもしれない。

トランプ政権の政策には、富裕層や米国で事業（特に製造業）を営む人々に恩恵をもたらすものもあれば、恩恵が少ない又は有害なものもあるかもしれない。トランプ大統領の2期目がどのような形で始まるかにかかわらず、就任後1年間は、主要な税制案の優先順位の変化が大きな焦点になると予想される。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

英国

ジェンダー及び婚姻についてのオンライン投稿を理由とした解雇が差別であるとした控訴裁判所判決

本判決の概要

控訴裁判所は、ジェンダーに批判的な信条と同性婚に関する信条を表明したソーシャルメディアへの投稿を理由に従業員を解雇したことは不相応に過剰であり、従って差別的であると判断した。本判決は、相反する保護されるべき信条を衡量する法的テストを確認するものであり、限られた客観的に正当化される例外を除き、従業員には宗教的又は哲学的信条を表明する権利があるという基本原則を明確に示すものである。当該投稿は、一部のゲイ及び／又はトランスジェンダーの人々にとって不快なものであった可能性があるものの、保護されるべき信条を表明することは、それだけで懲戒処分を正当化するものではない。これは高い基準であり、単に「過激な」表現であることでは不十分である。

本判決は、雇用主が相反する信条の表明に起因する懸念を無視すべきだということを示唆するものではない。本判決の場合、雇用主が問題を調査することは適切であったが、解雇は正当化されない事例であった。

相反する信条に対処する際の雇用主にとって、重要な原則は変わらないと考える。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦略、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- ① 言論と表現の自由の重要性
- ② 不快な思いをさせられない権利は認められないこと。信条の表明が制限されるべき場合にのみ、対応が許され、これは高い基準である
- ③ 文脈を考慮する必要があり、制限されるべきか否か、どの程度の対応が許容されるかは、文脈によって異なること
- ④ 第三者からのクレームに基づき、反射的に反応することは避けること
- ⑤ 従業員の見解や個人の行動について推測は避けるべきこと。従業員が特定の信条を持っているからといって、同僚や顧客／サービス利用者を差別したり、嫌がらせをしたりするわけではない
- ⑥ 方針を明確にし、すべての信条が平等に扱われるよう、従業員に定期的な研修を実施すること
- ⑦ リーダーシップはバランスが取れていて、公平でなければならないこと
- ⑧ 評価への影響が懸念される場合であっても、十分な証拠がなければ懲戒処分や解雇が正当化される可能性は高くないこと

事実的背景

ヒッグス氏はキリスト教徒で、中等教育学校で約6年間、管理者兼職業経験マネージャーとして勤務していた。

彼女は個人のフェイスブックページに、学校での人間関係と性教育についての投稿をリポストした。その投稿は、「子どもたちは、すべての人間関係は等しく正当であり、『正常』であると教えられ、同性婚は伝統的な結婚とまったく同じであると教えられ、ジェンダーは生物学的な問題ではなく、選択の問題であると教えられ、どのような性別になるかは子どもたち次第であると教えられます」と懸念を表明し、「男女の創造と結婚に関連するキリスト教の根源的な信条を表明し、教えることは、実際には禁止されることになるでしょう—なぜなら、それらは新しい道徳に抵触し、容認できない宗教的偏見への強化と考えられるからです」と述べたものだった。全文は控訴裁判所の判決文の第10段落にある。ヒッグス氏は「彼らは私たちの子供たちを洗脳している」と前置きして、当該投稿をリポストした。

そのため、ヒッグス氏が同性愛嫌悪やLGBTコミュニティに対して偏見に満ちた見解を投稿しており、何らかの理由で孤立してしまう可能性のある弱い立場の生徒に対して影響力を行使しているのではないかという保護者からの苦情が寄せられた。

学校側が調査した結果、さらなるリポストが確認された。これらは控訴裁判所の判決文の第12段落で読むことができる。その中には、「性別の流動性に対する曲解する見解」、特に外科的手術やホルモン剤の服用を伴う場合、「児童虐待の一種」というレッテル貼り、「LGBTの群衆は……精神疾患を助長する」といった言及が含まれていた。

学校の調査の結果、ヒッグス氏は解雇された。これは、彼女の投稿の言葉遣い（その基礎となる信条ではない）を理由としたもので、学校は、これが学校の評価を低下させる恐れがあり、学校の行動規範に違反したと結論づけた（不適切な言葉遣い、期待される職業イメージと相反するオンライン上の人物像等）。

学校側の主張は、実際の損害ではなく、損害の恐れのみに基づくものであった。その恐れとは、第三者が、ヒッグス氏が生徒に対して同性愛嫌悪やトランスジェンダー嫌悪的な見解を示したり、同性愛者やトランスジェンダーの

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



人々に対して偏見を示したりすると、考えることであった。しかしながら、学校側は、ヒッグス氏がこのようなことを行わないであろうことを認めており、学校の評価を傷つけたという実際の証拠はなく、苦情も1件だけであった。

ヒッグス氏は、保護されている信条に基づく直接的差別とハラスメントを主張して訴訟を起こした。概要として、ジェンダー批判的（誰かが生物学的な性別を変えることができるということに反対する見解）であり、結婚は男女間の生涯にわたる結合であるという聖書に基づく見解が、保護されるべき信条であるとの主張である。

法的原則と問題点

ヨーロッパ人権条約（ECHR）には、宗教と表現の自由が含まれている。宗教の自由には、その宗教を表明する自由も含まれる。この宗教を表明する自由と表現の自由は限定された権利であり、これらは法律で規定される場合及び民主主義社会において他者の権利（又はその他の特定された理由）を保護する必要な場合には制限されることがある。

2010年平等法は、宗教又は信条を理由とする直接的差別、又は宗教又は信条に関連するハラスメントを禁止している。宗教や信条を理由とする直接的な差別やハラスメントを正当化する根拠は認められない。

英国の裁判所や審判所は、ヨーロッパ人権条約の自由を可能な限り実現するよう、2010年平等法を解釈することが求められている。英国の裁判所は、「宗教又は信条」には該当する信条の表明も含まれると解釈するようになった。裁判所は、直接的差別の概念に、宗教、信条及び表現の表明を制限する権利をどのように取り込むかという問題に取り組んできた。

雇用審判所と雇用控訴審判所の判決

雇用審判所はヒッグス氏の請求を棄却した。彼女には保護されるべき信条があったが、それが解雇の理由ではなく、むしろ学校の評価を損なう恐れであったという学校側の主張を認めた。

雇用控訴審判所は控訴を認め、本件を雇用審判所に差し戻した。雇用控訴審判所は、解雇理由が、制限できない信条の表明（これは直接的差別となる）か制限し得る信条の表明（これは直接的差別とならない）のいずれに該当するかを判断するために必要な利益衡量を怠っていたと結論づけた。

ヒッグス氏は、雇用控訴審判所は本件を差し戻さず、「直接的に差別された」という結論しかありえないという認定に代えるべきであったとして、控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所の判決

裁判所は、学校はヒッグス氏を解雇することで直接的に差別したという理由で控訴を認めた。裁判所は、宗教、信条及び表現の自由の基本的性質と、直接的差別について比例性の基準の2010年平等法の基準への導入という法的アプローチを確認した。

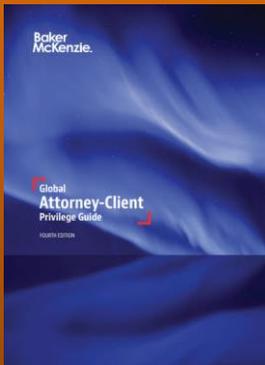
- ① ある行為と基礎づける信条との間に、その信条の表明とみなすことができるような、十分に緊密で直接的な関連性があるか（この点は本件では争われていない）
- ② その表明は、正当に制限され得るべきものか
- ③ 仮に正当に制限され得るべきものであったとしても、雇用者の表明に対する対応は不相応に過剰ではないか

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- ④ 不相应に過剰な対応でなければ、直接的差別はない。不相应に過剰な対応であれば、直接的差別となる（すなわち、雇用主の行動の理由は、明確で制限すべき態様の表明ではなく、保護される信条の表明として扱われる）

上記の論点2及び論点3を判断する上では、以下のような考慮事項が関連し得る。(a) 表明の内容、トーン及び程度、(b) 想定される聴衆に関する従業員の理解、(c) 他者の権利に対する侵害の程度と性質、及び雇用者の事業運営能力に対する結果的な影響、(d) 表明された見解が個人的なものであることを従業員が明確にしていたか、又は雇用者の見解を代表していると思なされる可能性があるか、及びそれが評価を損なう恐れがあったか、(e) 従業員の立場や役割と、権利を侵害される人々の立場や役割の性質から、潜在的な力の不均衡があるかどうか、(f) 雇用主の事業の性質、特に弱い立場にあるサービス利用者や顧客に影響を及ぼす可能性があるか、(g) 課された制限が、雇用主に可能な最も侵害が少ない手段であるか。

裁判所は、学校が投稿を制限する権利があったかどうかについては明確に判断しなかったが、以下のような状況から、仮にそうであったとしても解雇は不相应に過剰であると判断した。

- 文脈から見て、投稿の言葉は著しく不快なものではなかったこと。特に、憎悪や嫌悪感を煽るものではなかった
- リポストであること。これはヒッグス氏の有責性の程度に関係した
- 学校の評価を損なったことを示す証拠がなかったこと。彼女の見解が学校を代表しているとは誰も考えないであろうことが認められたこと。彼女の投稿が広く出回るといふ懸念は、せいぜい推測に過ぎなかったこと
- 学校は、ヒッグス氏が、その意見によって彼女の仕事に影響を生じさせるとは考えていなかったこと

[最初のページに戻る](#)

ベルギー

減資、配当のための貸付に係る利息の損金算入性に係る最近の判例¹

減資、配当の支払いのための借入金に対する支払利息の損金算入性については、Nyrstar 事件で最高裁が判示した「最終目的要件」(finality condition) (後述) という基本原則に従う限りにおいて、従来、疑義が生じる局面はなかった。

しかし、約10年前、特別税務調査室 (Special Tax Investigation Office) がこの基本原則に異議を唱え始め、それ以来、最高裁の判示した基本原則にもかかわらず、ほとんど全ての判決が納税者に不利な判断を下してきた。

これらの否定的な判例には、「最終目的要件」を実務において充足しうるのが疑問を投げかけるものもあった。しかし、最近のアントワープ高裁の2つの判決は、常識的なアプローチのもとで、「最終目的要件」を充足することが可能

¹ 本稿は、ベーカーアンドマッケンジー ブリュッセルオフィスのニュースアラートの抄訳である。より詳細 (アントワープ高裁で判示された事項等) は、当該 [ニュースアラート](#) を参照されたい。

であることを確認しており、今後同様のケースにおける取扱いの安定性が担保されるものと期待される。

詳細

ベルギーにおいては、借入金利息の損金算入要件として、「当該支払利息が課税所得の稼得又は維持を目的として行われ、又は発生したかどうか」、いわゆる「最終目的要件」という要件の充足が求められる。

法文上、課税所得の稼得又は維持という文言が用いられていることから、例えば会社の資産又は所得が借入前にすでに（自己資本で）調達されていたとして、最終的にそのような資産を借り換えたとしても、それは、関連する所得を将来にわたって「維持」するために借入を行ったという事実がある限り「最終目的要件」を充足するという解釈が支配的であり、過去には、減資や配当に伴う借入金利息の損金算入に当たって争われた事例はなかった。

しかし、10年ほど前から、この種の貸付金（及び支払利息）については、その最終的な目的は、「課税所得の稼得又は維持」といった事業目的ではなく、株主の利益（裏返すと会社自体の困窮）であり、損金算入性は認められないとして、特別税務調査において厳しく追及されるようになった。

このような案件に関連して2016年にゲント租税裁判所が下した最初で（最近まで）唯一の（そして納税者に有利な）判決を除けば、類似案件に関するその後の判決は全て、納税者に不利なものであったが、ゲント高裁は最近2件の別の事例について、減資又は配当の際に発生した利子費用の損金算入を認める判決を下した。これらの判決で判示されたことを勘案すると、これらの判決が最高裁で翻されない限り、暫くは特別税務調査においても、厳しい指摘がなされる可能性は低くなったといえると思われる。

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルク

実質的所有者登録簿への限定されたアクセス権の付与

2025年1月27日、実質的所有者登録簿（Registre des Bénéficiaires Effectifs）及び商業会社登録簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に関する法律の大幅な改正を導入する法案第7961号から成立した法律（以下、「新法」）がルクセンブルクの官報に掲載された。

今回の改正は、欧州連合司法裁判所（CJEU）の2022年11月22日の判決に沿ったもので、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）の目的での透明性確保とプライバシー保護の強化のバランスをとることを目的としている。新法は2025年2月1日に施行され、新たな実質的所有者登録簿へのアクセスに関する規則、コンプライアンス対策、ルクセンブルクの登録簿間の連携が定められている。

欧州連合司法裁判所の判決後の状況

前記の欧州連合司法裁判所の判決以前は、マネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とした金融システムの利用防止に関する指令（EU）2015/849を改正した2018年5月30日付指令（EU）2018/843に基づき、実質的所有者登録簿のデータは全て一般に公開されるものとされていた。実質的所有者登録簿を管理するルクセンブルク法においても、当該指令の規定を導入していた。

欧州連合司法裁判所の判決は、EU基本権憲章に基づくプライバシーの侵害を理由に、同指令の規定を無効とした。ルクセンブルク当局は判決当日に、実

質的所有者登録簿が収集した実質的所有者の情報のオンライン公開を停止した。

その後、ルクセンブルク当局は実質的所有者登録簿へのアクセスを再開させたが、以下のとおり限定された条件下でのみ情報へのアクセスが認められていた。

- 2022年12月に、AML/CFTに関する2004年11月12日改正法の対象となる専門家（金融・保険部門の専門家、監査人、不動産取引事業者及び不動産開発事業者、ファミリーオフィス活動を行う者、公証人、弁護士等）、並びに報道調査のために実質的所有者登録簿を参照する正当な利益を有する報道関係者のために、実質的所有者登録簿へのオンラインアクセスを再開した。
- 2023年2月に、ルクセンブルグ事業登録簿（以下、「LBR」）は、企業が登録事務所に送付されたコードを用いて自らの実質的所有者登録簿のデータを検索できる秘密アクセス手続を導入した。

この間、国の各所轄当局は、イントラネット・ポータルを通じた専用アクセスを用いて、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策における業務の遂行を可能にしてきた。

企業や専門家にとっての新法の利点

新法により、法律及び金融の専門家は、顧客デューデリジェンスのために実質的所有者登録簿データにアクセスする明確な権利を有し、これにより進化するAML/CFT規制へのコンプライアンスが容易になる。

さらに、取引を検討している当事者も、透明性が向上することで、十分な情報に基づいた意思決定が可能となり、何らかの違法行為に関連するリスクを軽減することができる。

機密保持のためのアクセス制限

新法は、実質的所有者登録簿データにアクセスできる団体及び個人のリストを再定義した。アクセスを認められる者及びアクセスが認められる情報は以下のとおりである。

1. 国の当局

アクセスが認められる者

- 検事総長、州検察官、捜査判事
- ファイナンシャル・インテリジェンス・ユニット（金融情報部門、FIU）
- 公認司法警察官
- 金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）、保険委員会（Commissariat aux Assurances）、税関管理局（Customs and Excise Administration）、登録関税、不動産及び付加価値税当局、直接税管理局、国家情報局等

アクセスできる情報とアクセス方法：第3条に定められる実質的所有者に関するすべての情報、すなわち、氏名、国籍、生年月日及び出生地、居住国、正確な私的又は職業上の住所、国又は外国の識別番号、並びに所有する実質的所有権の性質及び範囲である。アクセスは安全な電子システムを通じて行われる。情報にアクセスする国家当局の情報は、関係する登録企業や実質的所有者には通知されない。

2. AML/CFT 法の対象となる専門家

アクセスが認められる者

- 信用機関・金融機関
- 公証人
- 弁護士
- 会計士
- 顧客デューデリジェンス措置を適用することが求められるその他の専門家

アクセスできる情報とアクセス方法：実質的所有者に関して、氏名、国籍、生年月日及び出生地、居住国、所有する実質的所有権の性質及び範囲の情報のみアクセスできる。アクセスは、強固な認証を備えた安全な電子プラットフォームを通じて行われる。アクセスしたユーザーの識別情報、参照された情報、参照日時、及び参照理由を含むログが記録される。ログは5年間保存されるが、登録企業又は実質的所有者はアクセスできない。

3. 自主規制機関、行政機関

アクセスが認められる者

- AML/CFT 義務の遵守を監督する責任を負う自主規制機関
- 州の公務、行政機関及び公的機関が、それぞれ法的に定義された業務の一環として法律によりアクセスが認められる場合

アクセスできる情報とアクセス方法：実質的所有者に関して、氏名、国籍、生年月日及び出生地、居住国、所有する実質的所有権の性質及び範囲の情報のみアクセスできる。アクセスは、強固な認証を備えた安全な電子プラットフォームを通じて行われる。アクセスしたユーザーの識別情報、参照された情報、参照日時、及び参照理由を含むログが記録される。ログは5年間保存される。

4. 正当な利益を有することを示す者

アクセスが認められる者

- 新法に基づき正当な利益を有するとみなされる以下の者
 - EU内で設立された専門的ジャーナリスト
 - マネーロンダリングとテロ資金供与の撲滅を目的とする非営利団体
 - 潜在的な取引に関連して、企業の実質的所有者の身元を確認しようとする個人。法的主体又は法的組織と取引を行うことを見込んでおり、そのような取引とマネーロンダリング、その前の犯罪、又はテロ資金供与との一切の関連性を防止したいと望む者は、正当な利益を有するとみなされる者のリストに含まれている。新法は、第6次マネーロンダリング防止指令（指令（EU）2024/1640）の第12条（2）（c）を先取的に反映させたものである
 - マネーロンダリング又はテロ資金供与に関する違反に携わる国家当局や行政機関が、当該情報にアクセスを有しない場合
- その他の正当な利益を正当化できる者

アクセスできる情報とアクセス方法：正当な利益を有することを示す者は、実質的所有者に関して、氏名、国籍、生年月日及び出生地、居住国、所有する実質的所有権の性質及び範囲の情報のみアクセスできる。取引に関連する実質的所有者の特定を希望する者の場合、情報へのアクセスはさらに、取引を行う可能性のある相手方に限定される。

アクセスは、正当なアクセス権を有するとみなされる者のために、強固な認証を備えた安全な電子プラットフォームを通じて行われる。

その他の正当な利益を正当化する者については、LBRに正当化する要請を提出しなければならない。要請には、調査対象企業、AML/CFTの取組に関連する正当な利益、情報の使用目的を詳述しなければならない。LBRは、必要に応じて諮問委員会と協議し、要請を検討し、認めるか拒否するか否かを決定する。

LBRが要請を認める決定をした場合には、LBRの決定から3営業日以内に要請者に対して、実質的所有者に関して、氏名、国籍、生年月日及び出生地、居住国、所有する実質的所有権の性質及び範囲の情報を抽出したものが送付される。LBRは、要請者の調査の直接の対象となる名称又は登録番号で特定された企業についてのみ処理を行う。

登録企業に対するコンプライアンス対策の強化

新法は、実質的所有者登録簿データの信頼性を確保するため、LBRについて以下のような拡大された執行権限を付与している。

- 行政的措置には、督促、通告、強制措置を含む
- 深刻なコンプライアンス違反や意図的な違反については、検察官に送致される可能性がある
- 最も悪質な違反に対しては、引き続き刑事制裁が適用される

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

アラブ首長国連邦

2023年競争法に基づく企業結合規制の届出閾値

アラブ首長国連邦（UAE）内閣は、2025年4月1日に施行される新たな企業結合規制の閾値を明確化する、2025年決定第3号（以下、「本決定」）を発表した。

UAEは2023年に競争法の枠組みを大きく変更した。2023年12月29日に施行された2023年連邦法第36号（以下、「競争法」）は、2012年連邦法第4号を廃止し、これに代わるもので、UAE経済省による新たな執行の体制を基礎づけるものである。

企業結合規制届出閾値の変更

本決定は、UAE経済省に届出が求められる取引の閾値を明確にした。以下の2つのテストを満たす取引について、企業結合規制の届出が必要とされる。

- ① 取引が「経済的集中」に該当すること。これには、ある企業から他の企業への資産の所有権や用益権、権利、持分、株式又は義務の完全又は部分的な移転及び、企業又は企業グループが他の企業又は企業グループを直接的又は間接的な支配を取得することを含む。経済的集中の概念は現時点では広く合併事業をも含むとも考えられること、また、競争法と本

決定が「支配」の意義についての追加のガイダンスを示していないことに留意が必要である。特に、少数株主持分の取得が届出義務の対象となる取引を構成するかどうかは条文上明確ではない。

② 新たな売上高の閾値又は市場シェアの閾値を満たすこと。経済的集中であることに加え、取引は以下の閾値のいずれかを満たす場合に届出が必要となる。

- 売上高基準：UAE の関連市場における当事者の直近会計年度の年間売上高が 3 億ディルハム（約 8,170 万米ドル）を超える場合
- 市場シェア基準：UAE の関連市場における両当事者の直近会計年度中の市場シェアの合計が 40% を超える場合

市場シェア基準の閾値は、旧法のものと同様である。新たな売上高基準は、潜在的に多くの取引を企業結合規制の審査範囲に入れる新たな仕組みとなり得る。特に、売上高基準が、一方当事者の売上高のみで満たされ得るかという点について明確に規定していない点に留意すべきである。

届出が必要とされる場合、当事者は取引完了の 90 日前（なお、旧法では 30 日であった）までに、経済省に届出書を提出しなければならない。旧法では、経済省が不承認としない場合は受理とみなされたが、競争法では、法定審査期間満了前に経済省から承認されない場合は、取引の拒否とみなされる。

優越的地位の乱用

本決定は、当事者が「優越的地位」を保持しているかどうかを立証するために求められる市場シェアの基準値も規定した。関連市場におけるある企業の市場シェアが、単独で又は他の事業体と共同で 40% を超える場合、又は当該企業が、関連市場に害をもたらすような、影響力を有する場合に、優越的地位を有するとされる。後者の基準については競争法の施行規則によって更に明確化がなされる。

今後の展望

競争法及び本決定により、新たな UAE の企業結合規制に基づく届出の対象となる取引の範囲が広がることは明らかである。この進展は、より厳格な執行と監督に対する UAE 経済省のコミットメントを強調するものである。

今後、UAE と関連性のある取引が行われる場合、当事者やアドバイザーは、UAE における企業結合規制の届出の要否について検討することが推奨される。

一方で、企業結合規制の及ぶ管轄権の範囲、取引承認のスケジュール、届出懈怠に対する罰則や制裁に関する経済省の考え方等については、今後の明確化が期待される。また、上記のとおり、売上高基準が、一方当事者の売上高のみで満たされ得るかという点について明確でない点、すなわち一方当事者が UAE 国内において一切の売上高がなく、当事者間において UAE 国内における事業活動の競合がない場合であっても、他方当事者の UAE 国内売上高が売上高基準の閾値に達した場合には届出が求められるようにも解される点については、早急に解決されることが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG / Sustainability

EU

コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）に関する最新の動向とサステナビリティ規制簡素化法案の発表

EU サステナビリティ報告基準（ESRS）採択期限の延期

EU 理事会及び欧州議会は、2025年2月7日、コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づくEUサステナビリティ報告基準（ESRS）のうち、セクター別基準とEU域外企業向けの基準に関し、採択期限を2年間延期し、新たな採択期限を2026年6月末と設定した。

セクターにかかわらず適用される最初のESRSは2023年12月25日に施行されており、非財務報告指令（NFRD）の適用対象であった大企業には2024年1月以降に開始する会計年度から当該ESRSに基づく報告が義務付けられている。ESRS採択期限の延期により、すでにCSRDの適用が開始されている対象企業は、セクターにかかわらず適用されるESRSに基づく報告への対応に注力できるが、その一方で、セクター別ESRSを満たす開示に向けて引き続き準備を進めていく必要がある。

内資企業を含むEU域外企業（EU域内における純売上高が直前の2会計年度連続して1億5,000万ユーロ超かつEU域内に一定の要件をみたす子会社又は支店を有する企業）に対するCSRDの適用開始時期は、2028年1月1日以降に開始する事業年度（2029年に報告）とされているため、域外企業向けESRSの採択時期が2026年6月末に延期された影響はそれ程大きくないと考えられるが、開示基準を遵守するための検討事項や課題は多岐にわたるため、2029年の報告開始に向けて早期に準備を開始する必要がある。

なお、後述のとおり、同月26日に、サステナビリティ規制の簡素化に向けた提案（「オムニバス簡素化パッケージ」）が発表され、CSRDの適用対象企業を縮小する提案がなされているため、前述の適用要件にも変更が生じる可能性がある。また、セクター別基準が削除され、ESRSが更新される可能性がある。

EU サステナビリティ規制の簡素化に向けた提案

欧州委員会は、2025年2月26日、CSRD、サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）、及びEUタクソノミー規制（EUタクソノミー）に対する改正案（以下、「オムニバス法案」）を発表した。オムニバス法案が採択された場合、各規制の適用開始時期が延期され、適用対象企業の数及び義務の範囲が縮小されることになる。

1. CSRD の改正案

報告要件の延期：2025年1月以降に開始する会計年度から適用される予定となっている「大規模事業体」及び「大規模グループの親会社」の報告期限は、欧州議会及び理事会による最終改正が承認されるまで2年間延期される。これにより、「大規模事業体」及び「大規模グループの親事業体」に対する最初の報告義務は2027年1月以降に開始する会計年度から適用されることとなり、その報告は2028年又は（場合により）2029年に行われることになる。2025年1月以降に開始する会計年度から適用される予定であった「上場中小企業」の報告要件は削除される。

EU企業の適用範囲：EU域内親会社の基準は、従業員数が1,000人以上で、純売上高が5,000万ユーロ以上又は総資産額が2,500万ユーロ以上であるこ

とに変更される。欧州委員会によると、これにより対象企業の数も 80%削減することが期待されている。

EU 域外企業の義務：EU 域外企業が報告義務を負うこと自体は維持されているが、適用基準は引き上げられている。EU での純売上高の基準は 1 億 5,000 万ユーロから 4 億 5,000 万ユーロに引き上げられ、更に、EU 域外の最終親会社が「大規模事業体」を満たす EU 子会社を少なくとも 1 つ持っている場合、又は総売上高が 5,000 万ユーロ（4,000 万ユーロからの引き上げ）を超える EU 支店を持っている場合にのみ、報告義務を負うことになる。

バリューチェーンキャップ：CSRD の適用対象から外れた企業には、中小企業向け基準（VSME）²に基づく任意の報告を推奨し、そこから入手できる情報は、VSME で要求される情報に限定する。

サステナビリティ基準：欧州委員会は、ESRS を確立する委任法を改正し、規定の明確化、他の法令との整合性の改善、及びデータポイント数の削減を行う。この委任法は、適用対象企業が十分に準備できるよう、適時に公開される予定である。

セクター別基準：欧州委員会のセクター別基準を採択する権限が廃止され、適用対象企業はセクターにかかわらず ESRS（改訂版）に即した報告を行うことになる。

保証要件：保証要件は「限定的な保証」のみが維持され、「合理的保証」へ移行は削除される。

なお、オムニバス法案において、ダブルマテリアリティの原則に対する変更の提案はない。

2. CSDDD の改正案

CSDDD の実施及び最初の適用は、それぞれ 1 年延期され、以下の 8 つの要素に関して大幅に改正されることが提案されている。

- (1) 調和の範囲の程度
- (2) ビジネスパートナーに対するデューデリジェンスの範囲
- (3) 供給関係を終了する義務
- (4) 利害関係者の関与のレベル
- (5) 企業の内部コンプライアンスシステムの定期的な監視
- (6) 行政罰
- (7) 不遵守による民事責任の範囲
- (8) 金融サービスに関するレビュー規定

適用時期の延期：実施及び適用時期はそれぞれ 1 年延期され（実施は 2027 年 7 月 26 日、適用は 2028 年 7 月 26 日）、その間、欧州委員会は 2026 年 7 月までに実施及び遵守に関するガイドラインを発行する予定である。

デューデリジェンス措置：原則として自社の事業運営及び契約ビジネスパートナーに対してのみ適用される。内部コンプライアンスシステム及びデューデリジェンス措置は 5 年ごとに内部レビューを受ける必要がある。

² Voluntary Sustainability Reporting Standard for SMEs / CSRD の適用対象外である中小企業向けに設計された基準

バリューチェーンキャップ：中小企業及び小規模中堅企業パートナー（従業員数 500 人以下）から要求される情報を VSME 標準に指定された情報に制限する。ただし、標準が関連する影響をカバーしていない場合等、追加情報が必要な場合は例外とする。

利害関係者の関与：企業はデューデリジェンス・プロセスの特定の段階でのみ利害関係者と関与する必要があり、全体的な複雑さと管理負担を軽減する。

行政及び民事責任：EU 加盟国によって採用される行政罰の最低 5% の上限、罰金が企業の売上高に基づく明示的な要求、及び CSDDD に基づく EU 全体の民事責任制度が削除される。

気候移行計画：企業は、実施行動を含む気候移行計画の採択を引き続き求められる。しかし、計画を「実施」する別個の義務は削除され、この点において CSDDD と CSRD の規定が効果的に整合することになる。

3. タクソミー規制

タクソミー規制に関して、委員会はタクソミー開示委任法、タクソミー気候及び環境委任法を改正し、以下のように企業の管理負担を軽減することを提案している。

適用範囲：従業員数が 1,000 人以上で、純売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超える企業に対してのみ EU タクソミー報告を義務付ける。企業の活動の財務的な重要性に関する 10% のデミニミス閾値に従い、非財務事業体の運営費情報の重要性に関しては追加の 25% の閾値が設定される。

データポイントの削減：報告されるデータポイントの数を約 70% 削減する。

「重大な害を与えない」基準の簡素化：経済活動が重大な害を与えないことを判断する基準（DNSH 基準）は、企業の管理負担を軽減するために改正される必要がある。

実施タイムライン

CSRD と CSDDD の主要な改正は指令を通じて提案されており、改正には欧州議会と理事会の承認を必要とする。CSRD の報告義務開始時期の延期と CSDDD の実施時期に関する指令が迅速に承認され、義務内容の実質的な変更に関する指令がそれに続くことが予想される。オムニバス法案の今後の動向に注視していく必要がある。

[最初のページに戻る](#)